

○河北郡市広域事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例

制定 令和元年11月1日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の準用)

第2条 一般職の任期付職員の採用に関する取扱い等については、津幡町一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年津幡町条例第9号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。